（映像信号の符号化）

第二十三条の十五　映像信号のうちＭＭＴＰパケットによるものの符号化は、画面内予測符号化方式、動き補償予測符号化方式、整数変換方式、エントロピー符号化方式、画素適応オフセットフィルタ方式及び適応ループ内フィルタ方式を組み合わせたものとし、映像の圧縮手順及び送出手順については、総務大臣が別に告示するところによるものとする。

（映像信号等）

第二十三条の十六　映像信号のうちＭＭＴＰパケットによるものは、輝度信号及び色差信号から成るものとし、高精細度テレビジョン放送にあっては別表第十九号又は別表第六十九号の二に掲げる方程式、超高精細度テレビジョン放送にあっては別表第六十九号の二に掲げる方程式によるものとする。

２　映像信号のうちＭＭＴＰパケットによるものの輝度信号及び色差信号の標本値は、十桁の二進数字によって量子化を行うものとする。

３　映像信号のうちＭＭＴＰパケットによるものの映像の有効走査線数、走査方式、フレーム周波数、画面の横と縦の比並びに一走査線当たりの有効標本化数（輝度信号及び色差信号）は、別表第二十号の十七に示すとおりとする。

（音声信号の符号化）

第二十三条の十七　音声信号のうちＭＭＴＰパケットによるものの符号化は、時間周波数変換符号化方式及び聴覚心理重み付けビット割当方式を組み合わせたものとし、音声の圧縮手順及び送出手順については、総務大臣が別に告示するところによるものとする。

（音声信号）

第二十三条の十八　音声信号のうちＭＭＴＰパケットによるものの標本化周波数は四八kHzとする。

２　ＭＭＴＰパケットによる音声信号のうち、同時に再生される可能性がある全ての音声信号の標本化の時刻は、同一時刻であることとする。

３　音声信号のうちＭＭＴＰパケットによるものの入力量子化ビット数は、十六ビット以上とする。

４　音声信号のうちＭＭＴＰパケットによるものの最大入力音声チャンネル数は、五十六チャンネルとする。

（スクランブル等）

第二十三条の十九　スクランブルの方式は、第八条の規定にかかわらず、総務大臣が別に告示するところによるものとする。

（準用規定）

第二十三条の二十　第十一条第六項、第十七条及び第五十八条第二項から第五項までの規定は、地上基幹放送局を用いて行う高精細度テレビジョン放送及び超高精細度テレビジョン放送のうち地上放送高度化方式によるものについて準用する。